

1. 最高裁判所事件月表(民事)

令和5年10月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総 数		193	218	244	655	18	197	159	237	611		591	741	698	2030	6357	6049
民 事 総 数		161	186	210	557	1	170	139	209	519		496	595	594	1685	5456	5303
特別上告(テ)		1	2	1	4		2	1	2	5		1	2	1	4	56	61
うち少額異議															(3)	(3)	
(旧法)																	
上告(オ)	(新法)	49	55	62	166		49	45	72	166		154	181	170	505	1624	1622
(並行)		(45)	(48)	(60)	(153)		(43)	(43)	(67)	(153)		(146)	(163)	(161)	(470)	(1440)	(1425)
上 告 受 理		67	77	84	228		68	54	98	220		211	247	238	696	2076	2051
(受)	(並行)	(45)	(48)	(60)	(153)		(45)	(43)	(67)	(155)		(146)	(163)	(161)	(470)	(1440)	(1427)
(受理決定)							(2)			(2)			(1)		(1)	(8)	(12)
再審(訴訟)(ヤ)												1	1	1	3	7	6
特別抗告(ク)		28	31	34	93	1	34	25	28	88		27	49	41	117	1089	1115
(並行)		(1)		(1)	(2)							(2)	(2)	(4)	(8)	(8)	(2)
許可抗告(許)		1		1	2		6		1	7		3	3	6	12	19	19
再審(抗告)(ヤ)		6	6	11	23		3			3		81	92	106	279	319	197
民 事 雜(マ)		9	15	17	41		8	14	8	30		18	20	31	69	266	232
行 政 総 数		32	32	34	98	17	27	20	28	92		95	146	104	345	901	746
特別上告(行テ)																	
(旧法)																	
上告(行ツ)	(新法)	14	14	16	44	17	9	8	10	44		27	47	36	110	336	289
(並行)		(10)	(13)	(16)	(39)		(8)	(7)	(8)	(23)		(22)	(46)	(35)	(103)	(276)	(212)
上 告 受 理		13	13	16	42		14	9	12	35		30	57	43	130	372	305
(行ヒ)	(並行)	(10)	(13)	(16)	(39)		(8)	(7)	(8)	(23)		(22)	(47)	(35)	(104)	(276)	(211)
(受理決定)							(1)			(1)			(3)	(1)	(4)	(10)	(8)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		2	1	1	4		2	1	3	6		2	2	1	5	60	60
(並行)															(2)	(2)	
許可抗告(行フ)																2	2
再審(抗告)(行ナ)		3	2	1	6							33	33	24	90	88	53
行政 雜(行ニ)			2		2		2	2	3	7		3	7		10	43	37

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和5.11.13 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年10月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計			
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済		
総 数		91	112	128	331		121	99	140	360		(37)	114	(42)	155	(46)	157	(125)	426
総 数		41	44	47	132		38	42	51	131		(37)	95	(42)	105	(46)	110	(125)	310
訴訟事件 の上告審 件	第一審判決に対するもの のうち裁判員関与																		
	控訴審判決に対するもの のうち裁判員関与	41	44	47	132		38	42	51	131		(37)	95	(42)	105	(46)	110	(125)	310
	非常上告	3	3	4	10		2	2	5	9		(10)	12	(10)	12	(13)	13	(33)	37
	再審																		
総 数		50	68	81	199		83	57	89	229		19	50	47	116	1848	1823		
再審請求			2		2			1		1		1	4	2	7	27	28		
上告受理申立て		1	1	2	4			1		1		1	1	2	4	16	13		
訴訟事件 以外の事件	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告															1	1		
	判決訂正申立て															6	6		
	特別抗告申立て	25	31	33	89		32	29	36	97		9	21	19	49	808	803		
	医療観察再抗告	1	1	1	3		2	1	1	4		1	1	2	4	- 35	35		
	費用補償請求												1		1				
	上訴費用補償請求のあったもの																		
	刑事補償請求												1		1				
	訴訟費用免除申立て	4	6	6	16		8	6	6	20		2	3	4	9	124	124		
	刑事雄	19	27	39	85		41	19	46	106		5	18	18	41	829	813		
	没収の裁判の取消し上告事件																		

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告	総 数	17	60	54	84	215				
	判 決	17	1			18				
	決 定		59	54	84	197				
	その 他									
民事受理	総 数		82	63	110	255				
	判 決		3			3				
	決 定		79	63	110	252				
	その 他									
刑事上告	総 数		38	2	42	2	51	5	131	9
	判 決									
	決 定		35	2	37	2	44	4	116	8
	その 他		3	5	7	1	15	1		
	うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与				

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年10月分

法廷別 受理年度 審理期間	総 数	受理年度別					審理期間別							
		5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	5年 以内
民事上告	总数	215	211	4				70	36	74	35			
	大法廷	17	17								17			
	第一小法廷	60	60					26	11	20	3			
	第二小法廷	54	50	4				14	9	23	8			
	第三小法廷	84	84					30	16	31	7			
民事受理	总数	255	246	8	1			84	47	95	24	5		
	大法廷													
	第一小法廷	82	79	2	1			35	13	27	4	3		
	第二小法廷	63	59	4				15	11	28	9			
	第三小法廷	110	108	2				34	23	40	11	2		
刑事上告	总数	131	129	1	1			45	70	14		2		
	うち裁判員関与	9	8	1				3	3	2		1		
	大法廷													
	うち裁判員関与													
	第一小法廷	38	36	1	1			13	18	5		2		
	うち裁判員関与	2	1	1					1			1		
	第二小法廷	42	42					9	26	7				
	うち裁判員関与	2	2						1	1				
第三小法廷	51	51						23	26	2				
	うち裁判員関与	5	5					3	1	1				